はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の施術を受けたとき

はり・きゅう・あんま・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合、「療養費」として健康保険の対象となります。なお、健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

平成31年4月より、「はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧」の施術は、全額立替払い(償還払い)に変更になります。

申請方法

- ①施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。
- ②施術者等に施術内容等の証明を (療養費支給申請書の施術内容欄) 受けます。
 - ・二重線内(「施術内容欄」、「施術証明欄」)は、施術管理者へ記入を依頼してください。
- ③以下の書類を揃え、当健保組合にご提出ください。

『療養費支給申請書』被保険者欄、申請欄、委任状欄を記入してください。

『領収書原本』(全額自己負担額の記載、本人氏名、施術日、領収印のあるもの)

『医師の施術同意書(原本)』

- ・「同意記録」は、同意書の原本を添付する場合、記入の必要はありません。
- ・前月分以前の申請書に同意書の原本を添付し、当該同意書に基づく支給可能期間内の場合は、 当該同意書に係る内容を「同意記録」に記入してください。
- ④審査のうえ、支給決定を行い、およそ3か月後に被保険者に7割を償還(給付)します。

●はり師、きゅう師による施術

慢性的な疼痛を主症とする疾患で、医師による適当な治療手段がなく、はり師、きゅう師による治療(施術)により治療効果が期待できるものとしての医師の同意があれば、健康保険の適用となります。

・神経痛 ・リウマチ ・頸腕症候群 ・五十肩 ・腰痛症 ・頸椎捻挫後遺症

の6病名が対象疾患となります。

注) [医師の同意書」について

はり師、きゅう師の施術を受診する前に医師の診察を受け、医師より施術する同意書をもらってください。初診日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は、再度医師の同意を受けることが必要です。

<はり師、きゅう師にかかるときの注意事項>

★保険医療機関での治療との重複受診はできません!

保険医療機関では適当な治療手段がないために、医師がはり師・きゅう師による治療(施術)に同意するのですから、重複受診はありえません。

(ただし、診察・検査及び療養費同意書交付は除く)

★柔道整復師との重複受診はできません!

はり師・きゅう師と柔道整復師とでは対象疾患が異なりますので同一疾病に対しての併給はできません。

★あんま・マッサージとの重複受診はできません!

支給となる対象疾患があんま・マッサージとは異なるため、同一疾病に対しての併給はできません。

●あんま、マッサージ師による施術

あんま・マッサージによる施術で療養費の対象となるのは、医療上必要があって行われたと認められるマッサージに限られます。具体的な診断名によることはなく、筋麻痺・関節拘縮等を主症とする症状で、医師の同意が必要です。

注)「保険医の同意書」について

はり師、きゅう師の施術を受診する前に医師の診察を受け、医師より施術する同意書をもらってください。 初診日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は、再度医師の同意を受けることが必要です。

ただし、変形徒手矯正術を必要とする旨の医師の同意書の有効期限は1月以内とされているため、医療 上1月を超えて行う必要がある場合は、改めて同意書の添付が必要です。

<あんま、マッサージ師にかかるときの注意事項>

- ★単に、疲労回復や慰安を目的としたマッサージは支給対象外です!
- ★はり・きゅう重複受診はできません!

支給となる対象疾患があんま・マッサージとは異なるため、同一疾病に対しての併給はできません。